

質問第一八〇号

衆議院議員総選挙の選挙日程に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年五月二十七日

川上義博

参議院議長 江田五月 殿

衆議院議員総選挙の選挙日程に関する質問主意書

現在の衆議院議員の任期は平成二十一年九月十日までである。このことを踏まえ、以下のとおり質問する。

一 衆議院議員の任期満了による総選挙を実施する場合、事務処理上の観点から、タイムリミットとして選挙日程はいつまでに閣議決定する必要があるのか。政府の見解を示されたい。

二 公職選挙法第三十一条第五項は、衆議院議員の任期満了による総選挙の期日の公示がなされた後の衆議院の解散を想定している。しかしながら、衆議院議員の任期満了による総選挙の選挙日程が決定された後は、地方公共団体における混乱等をかんがみた場合、事実上、解散権は制約されるのではないか。政府の見解を示されたい。

三 衆議院議員の任期満了による総選挙の期日の公示がなされた後に衆議院の解散が行われた場合、任期満了による総選挙の公示はその効力を失い、衆議院の解散による衆議院議員の総選挙の公示が改めて行われることになる。この場合、公示までに行われる選挙事務が二度なされることになると考えられる。そこで、衆議院議員総選挙において公示までにどの程度の国費が使用されているのか、明らかにされたい。

四 国政選挙において閣議決定により一度決めた選挙日程を変更したことはあるか明らかにされたい。また、OECD加盟国において、国政選挙レベルで、いったん政府が決定した選挙日程を変更した例はあるのか、政府が承知しているところを示されたい。

右質問する。